

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成19年3月7日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

目 次

<企 画 課>

- 1 障害者自立支援法の施行状況について 1
- 2 障害福祉計画の実践について 11
- 3 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について 13
- 4 特別児童扶養手当等について 14
- 5 郵政民営化に伴う特別児童扶養手当支払事務の変更等について 18
- 6 心身障害者扶養保険制度の見直しについて 20
- 7 特別障害給付金制度の周知について 23
- 8 障害者保健福祉推進事業について 26

<企画課地域生活支援室>

- 1 地域生活支援事業について 29
- 2 障害者自立支援対策臨時特例交付金の円滑な実施について 32
- 3 障害者に対する情報支援等について 32
- 4 身体障害者補助犬法について 35
- 5 補装具評価検討会について 35
- 6 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進 36
- 7 国際障害者交流センターについて 38
- 8 手話通訳技能検定試験について 39

<企画課監査指導室>

- 1 平成19年度における障害保健福祉行政事務指導監査について 47
- 2 平成19年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について . 49

資料

<企画課>

- ・障害保健福祉ニュースの発刊と利用実態調査について・・・・・・・・・・ 53
- ・地域自立支援協議会の立ち上げについて・・・・・・・・・・ 57

<企画課地域生活支援室>

- ・都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数・・・・・・・・・・ 63
- ・都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧・・・・・・・・・・ 64
- ・手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数・・・・・・・・・・ 65

<企画課監査指導室>

- ・障害者支援施設等に係る指導監査について・・・・・・・・・・ 67

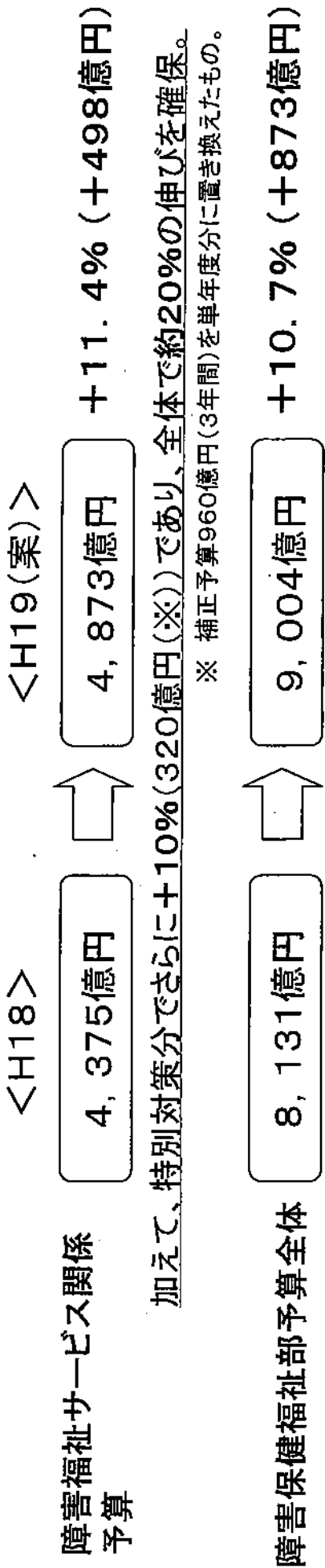
<企 画 課>

1. 障害者自立支援法の施行状況について

障害者福祉関係予算と利用者負担の状況

1. 国の障害福祉関係予算

平成19年度障害福祉関係予算(案)は、10%を超える伸び。



加えて、特別対策分でさらに+10%(320億円(※))であり、全体で約20%の伸びを確保。
 ※ 補正予算960億円(3年間)を単年度分に置き換えたもの。

(参考)
 政府全体の予算(一般歳出)の伸び(H18→H19案) 1. 3%(+6,124億円・①)
 厚生労働省予算全体の伸び(H18→H19案) 2. 6%(+5,352億円・②)
 * 他省庁予算増分(①-②) 772億円

2. 利用者負担の状況

負担軽減措置により、実際の利用者負担は1割負担とはなっていない。



障害福祉サービスの利用実態について

全体利用者数(45都道府県のデータ)

約209千人 → 約217千人(3.86%の増加) ※ 昨年3月から10月までの施設契約者数(特に通所では8.53%の増加(入所では0.97%の増加))

※ 居宅も含む全体利用者数は対前年度比で9.4%増加(6国保連のデータ(昨年7月))

施設利用者

① 利用者負担を理由とした利用の中止: 0.73%(単月では0.09%)という状況

※ 昨年3月から10月までの累計を一月の利用者数で除したもの

② 利用者負担を理由としたサービス利用の抑制: 4.39%(単月では0.63%)

※ 昨年4月から10月までの累計を利用者数で除したもの

居宅サービス(30府県のデータ)

※ ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス、児童デイサービス、グループホーム

① 利用中止: 0.40%(単月では0.05%)

② 利用抑制: 0.76%(単月では0.10%)

障害児サービス

① 利用中止: 0.50%(単月では0.25%)

※ 昨年9月と10月の合計を一月の利用者数で除したもの

② 利用抑制: 4.07% ※ 昨年10月

工賃水準の向上、一般就労への移行、地域生活への移行に関する好事例

【工賃水準が向上した例】

○ 東京都の知的障害者小規模通所授産施設

積極的な営業活動により、多くの事業所からダイレクトメールの発送業務等を受注。立って作業をすることにより集中力を高めるなど作業の効率化に努め、月平均工賃約9万円を実現。

(参考) 授産施設における平均工賃は約1万5千円

○ 大阪府の知的障害者通所授産施設

以前は企業の下請けや縫製作業等で月平均工賃3千円～1万円であったが、高品質で繰り返し買ってもらえる洋菓子の製造・販売に事業転換することにより、月平均工賃5万円を実現。

【一般就労への移行への取組例】

○ 東京都大田区

区が中心となり、養護学校、福祉施設、ハローワークの就労支援ネットワークを構築。障害者の適性と企業ニーズを的確にマッチングさせ、毎年施設利用者の6～7%が企業等に就職。 (参考) 全国平均では毎年施設利用者の1%程度が企業に就職

○ 東京都世田谷区の知的障害者通所授産施設

利用期間を原則2年間と定め、施設利用者一人ひとりに対し就職に向けた支援計画を策定するとともに、就職のあっせん、職場定着支援を実施し、施設を利用した方の9割以上が一般企業へ就職。職場定着率も9割弱と高い割合となっている。

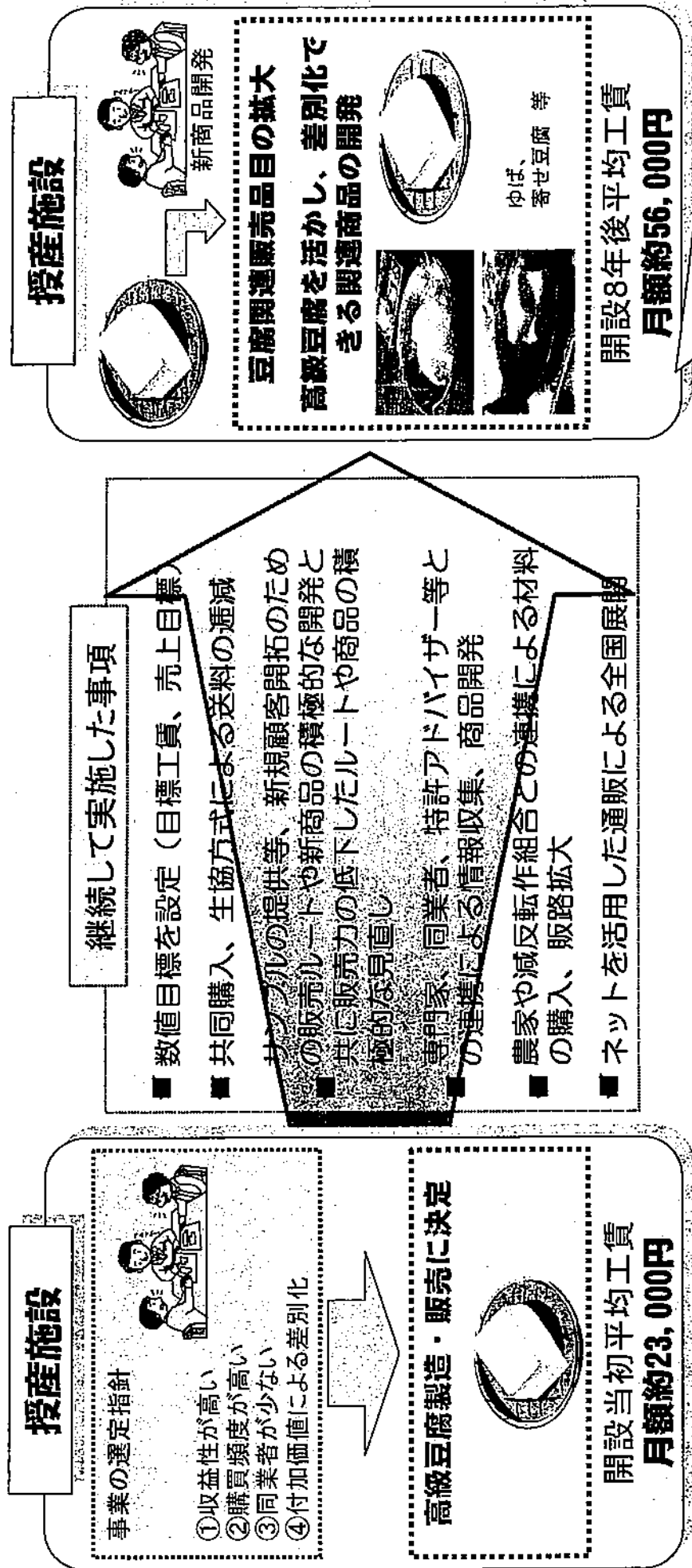
【地域生活への移行への取組例】

○ 長野県の知的障害者入所施設

施設を縮小し、地域移行を進め、3年間で約4割の利用者がグループホームなどに移行。施設を出て地域生活を始めた障害者の家族に実施したアンケート調査によると、7割以上の方が表情が明るくなったなど「施設を出てよかった」と答えている。

工賃水準が向上した例（宮城県知的障害者授産施設）

施設を開設するにあたり、地域の実情や収益性等を考慮し、高級豆腐の製造・販売を開始。その後、各種アドバイザー等との連携を図り、新商品を開発することで収益の向上を続け、開設から8年で平均工賃56,000円を実現（この間の売上も2倍に増加）。



【今後の課題】

- 商品の安定した供給体制の確立（対応できないくらい注文がある）
- 現状よりもさらに重度な利用者に対する作業の提供

入所施設から地域生活支援への転換 【長野県西駒郷の例】

- 平成14年10月に策定された西駒郷基本構想に基づき、入所施設中心の支援から、グループホーム、日中活動、相談支援等の地域を総合的に支援する施設へ転換
- 利用者の退所後、4人部屋の解消など居住環境を改善するとともに、ショートステイに活用
- 既存の訓練棟・作業棟についても日中活動系サービスに活用

1 西駒郷退所者の状況

年 度	18 年度				
	14年度	15年度	16年度	17年度	19・1・31現在 19・4・1予定
地域生活移行者数	17	29	71	56	20
累 計	17	46	117	173	193
うち グループ ホーム移行 施設利用者数 (年度末現在)	11	24	66	52	20
	2か所	7か所	27か所	24か所	12か所
	441	406	326	261	242
					25か所
					211

※今後、さらに就労移行支援、生活介護などの新体系サービスも整備し、10年後には施設の定員を60～100人とする予定。

3 県内の入所施設からの地域生活移行の状況

区 分	16年度	17年度	18年度 (予定)	計
西 駒 郷	71	56	50	177
他 施 設	67	71	50	188
計	138	127	100	365

西駒郷(県立施設)の取組が県内の他の民間施設にも波及。

2 地域生活移行者の日中活動の場

区 分	人 数
就 職	31
共同作業所	52
通所授産施設	62
通所更生施設	25
その他	23
計	193

地域で生活するためには、グループホーム等の居住の場に加えて、日中活動の場や相談支援体制等を整備することが重要。

※相談支援の拠点として平成16年に県内10の圏域ごとに障害者総合支援センターを設立

地域生活移行した方の家族へのアンケート

(長野県西駒郷の地域生活移行の取組から)

実施期間 平成18年2月20日～3月10日
 対象者数 地域生活移行した方の家族142人
 回答数 95人
 方法 郵送による無記名回答方式

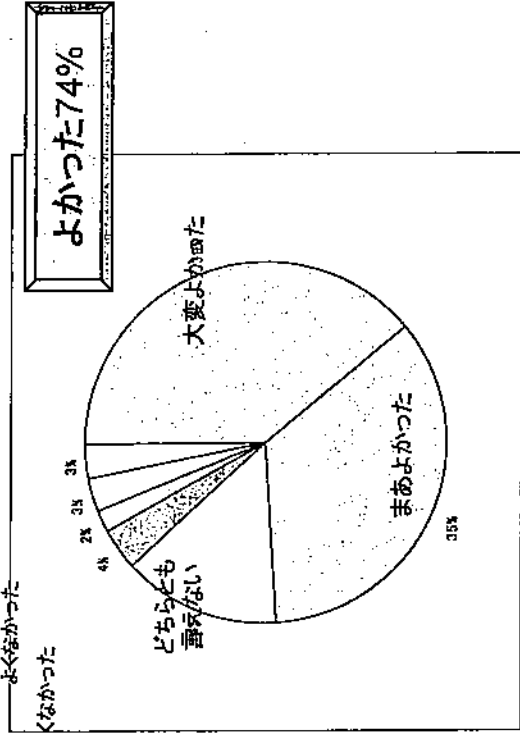
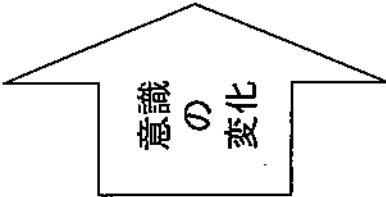
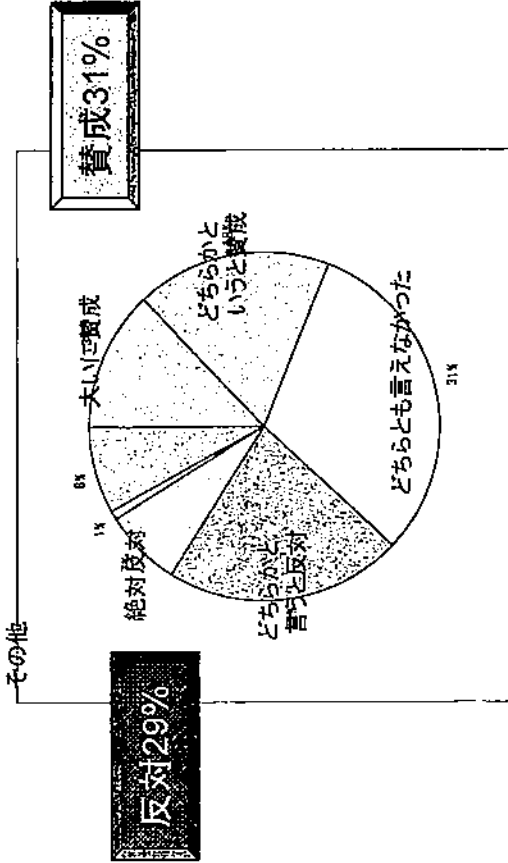
移行前 (基本構想策定時)

移行後

よくなかった6%

わからない

回答なし



長野県西駒郷の地域生活移行

- 大規模コロニー(500人定員の知的障害者入所施設)の入所者の地域生活移行を推進(西駒郷基本構想に基づき全県的な取組)
- 平成19年1月の入所者数は242人に減少(H14～H19.1の地域生活移行者は193人)
- 今後も全県的に地域の基盤整備を進め、地域生活移行を推進する。
 (県障害福祉計画目標値:入所者の17%の移行を進め、新たな入所者も含めて全体で14%以上削減)

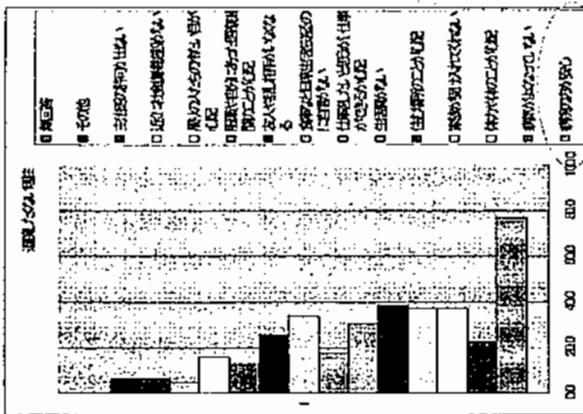
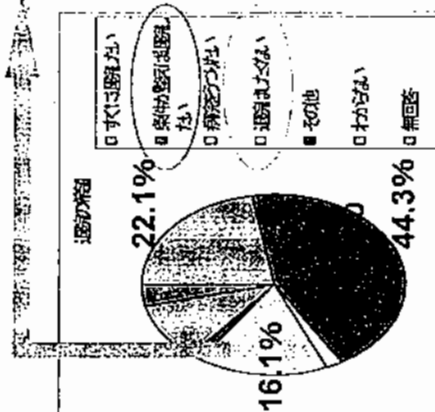
静岡県における退院促進の取組

ステップ1: 県としての基本的な考え方の整理

- 退院可能精神障害者は、
- ① 病状のみで判断。年齢や疾患名等では判断しない。
 - ② 病状の程度で判断する。病状安定者＝1年以上入院者と軽度者を優先

ステップ2: 入院患者動向調査等の実施

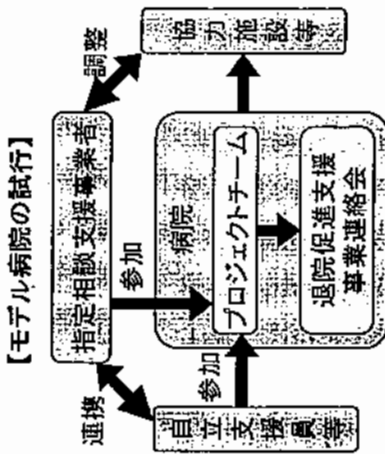
- ① 入院患者 6,233人 うち退院可能者 1,373人
- ② 退院の希望



- ③ 地域生活に必要なものとして多かったもの
 - ・ いつでも気軽に利用できる相談 61.5%
 - ・ 夜間、休日でも診療を受けられる精神科救急医療システム 51.8%

ステップ3: 取組への反映

- ① 今年度の取組
 - ・ 入院患者動向調査
 - ・ モデル病院の試行
 - ・ 運営委員会の設立
 - ・ 事業の周知(研修会、担当者会議、保健所長会議等)
 - ・ 広報ツール(ビデオ・チラシ)の作成等



事業実施方針

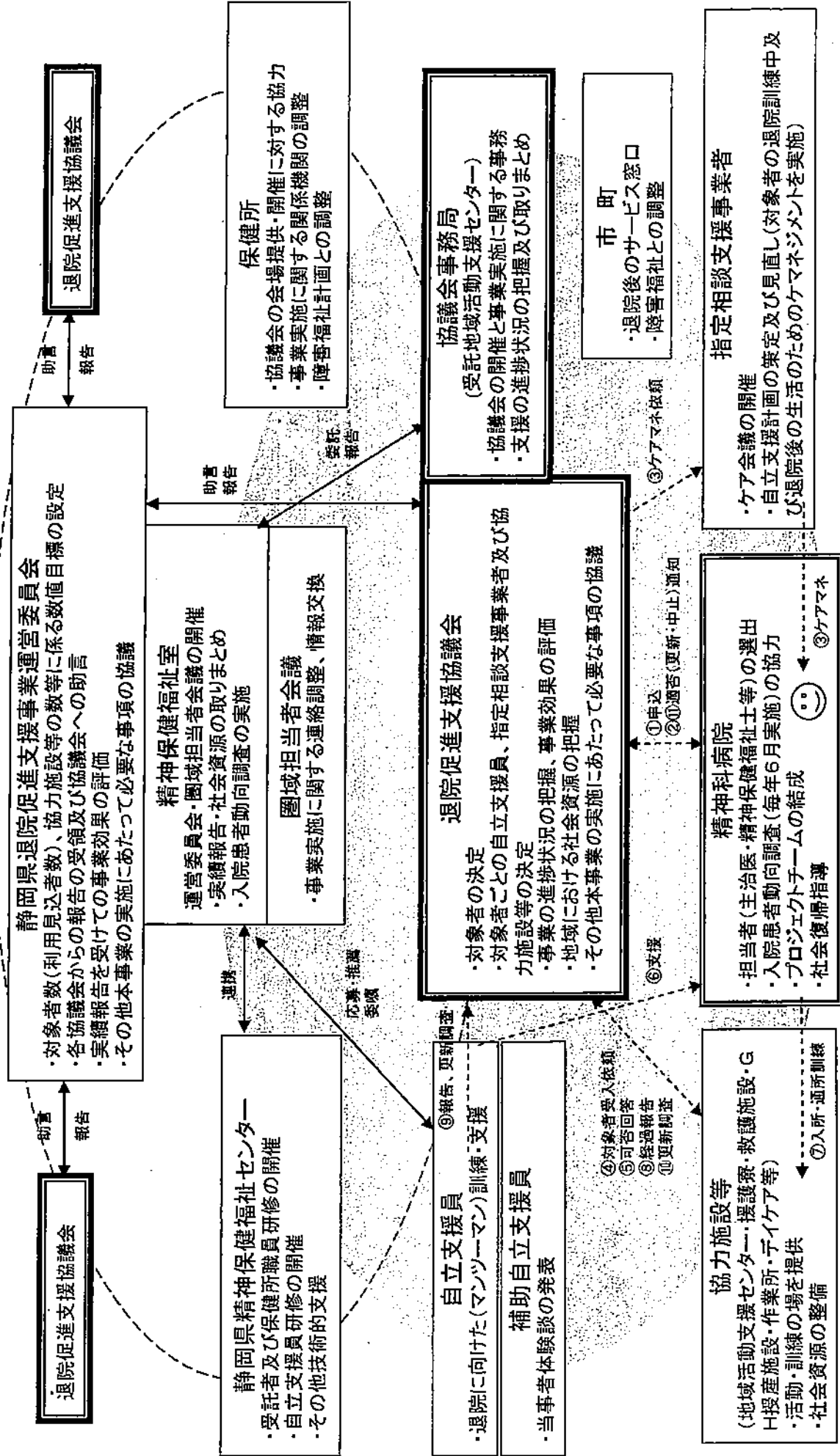
障害福祉計画での受け皿整備のほか、「啓発」「居住の確保」「地域医療体制の充実」を重点項目にして、受け皿整備。

- 【啓発】病院経営者・スタッフ、協会・職能団体、家族、地域、行政に対する事業の啓発活動の実施
- 【居住確保】家族の反対、資金難や地元の反対でGHの建設困難、長期入院患者には中間施設が必要等の状況に対応
- 【地域医療】緊急時や退院直後の者への対応、平常時の予防、安心して再発できる地域づくり等

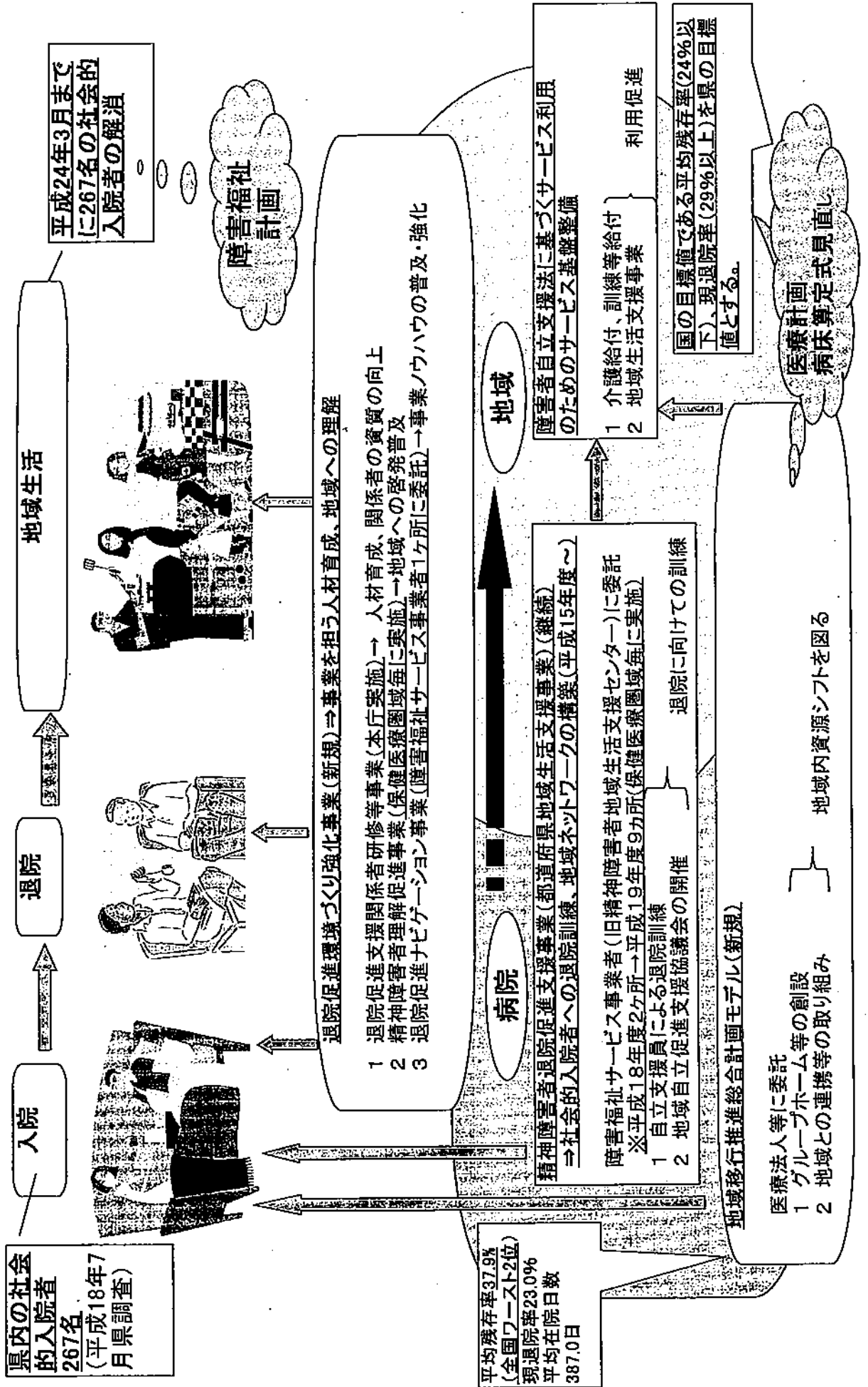
② 年度別計画

- ・ 19～20年度: 普及啓発
- ・ 第2期障害福祉計画のサービスマス見込み量も把握
- ・ 21～22年度: 見直し
 - 調査結果や退院促進支援協議会の報告等から事業の見直し
- ・ 23～24年度: 仕上げ
 - 「退院可能精神障害者」を解消するとともに、新たな「退院可能精神障害者」を生み出さないシステムを構築

静岡県精神障害者退院促進支援事業全体フロー



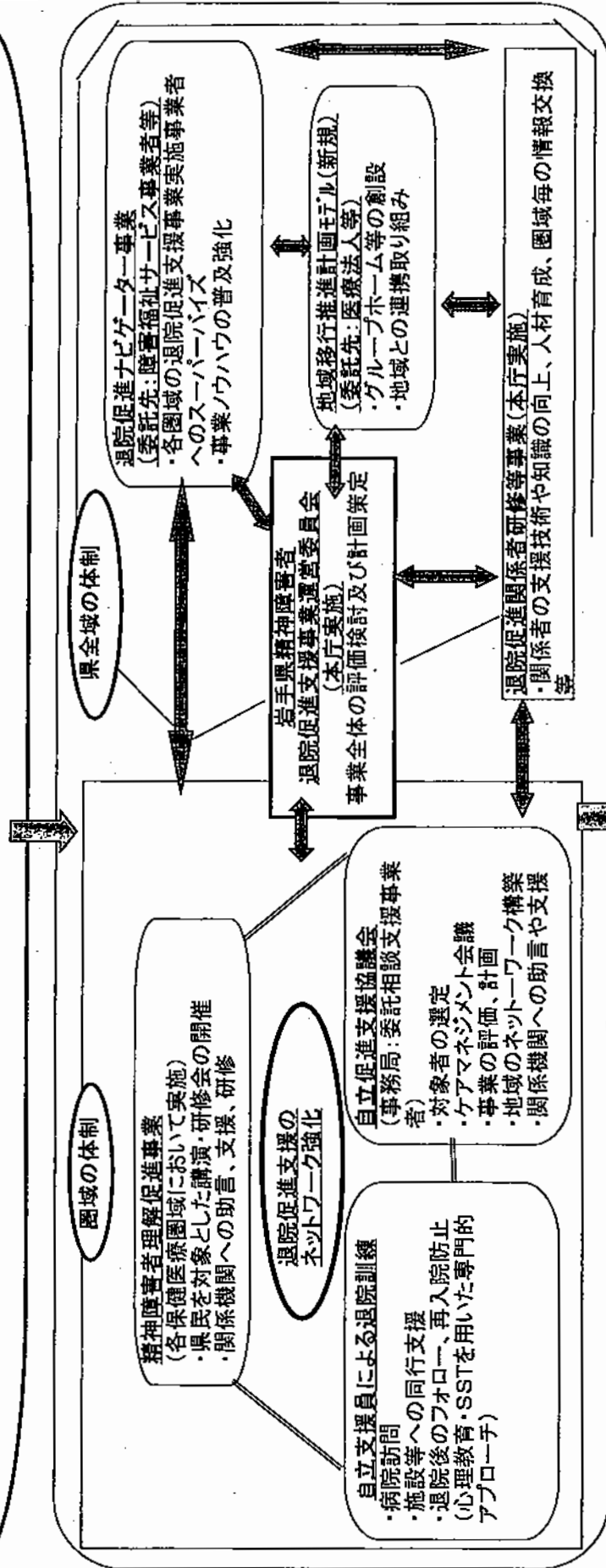
岩手県における退院促進の取組



【岩手県精神障害者退院促進支援施策体制フロー図】

【現状と課題】

- ・県内の社会的入院者267名(平成18年7月1日県独自調査)
- ・平均残存率37.9%(全国平均 31.4% 全国ワースト2位)、現退院率(入院1年以上群)23.0%(全国平均21.0%)(平成14年調査)
- ・平均在院日数 387.0日(全国平均363.7日、全国ワースト17位)(平成15年調査)
- ・現在、一部圏域のみの実施であり、すべての社会的入院者が利用できない。
- ・当該事業に係るノウハウについて、関係者が研修やスーパーバイズを受けている機会が少ない。
- ・訓練終了者の再入院防止のためのフォローアップの体制づくりや地域での精神保健福祉について、県民が学ぶ機会が少ない。



【平成24年3月末までに目指す姿】

- ・社会入院者267名の地域移行と再入院しないための環境づくりを目指す。
- ・国の目標値である平均残存率(24%以下)、現退院率(29%以上)を県の目標値とする。
- ・退院支援に関わるスタッフが、市町村ごとに対応できるような体制づくりを強化する。
- ・国の達成目標と同様、精神疾患は生活習慣病と同様に誰もが罹患する病気であることについての県民の認知度を90%以上とする。

2 障害福祉計画の実践に向けて

H18.12.26
全国課長会議資料 リニューアル

1. 「障害福祉計画実践事例集(実践テキストブック)」の作成

▶地域生活支援事業等施策の実施状況等を早期に幅広く検証し、先行自治体における地域移行・就労促進等の実施方法、実例等を把握する



▶これら収集した先進事例に加え、「障害者自立支援調査研究プロジェクト」における研究成果等を包括した「障害福祉計画実践事例集(実践テキストブック)」を緊急に作成する

▶広報啓発をおこなうと同時に、各種セミナー・研修会等でのテキストとして活用

2. 退院促進支援研究会の開催

▶精神障害者の退院促進に携わる職員(事業のコーディネーター)を主対象に、事例研究を主体とした会議を開催

(概要【案】)

- ・実施時期は5月頃
- ・対象者は自治体職員とする(障害担当、生活保護担当。200人程度を想定)
- ・先行自治体には研究材料としての事例提出を依頼

3. 障害福祉計画実践研修会(市町村・都道府県職員)の開催

▶市町村職員を対象として、実践に役立つ具体的な事業の検討を含む実務的な研修会を開催

(概要【案】)

- ・実施時期は6～7月頃
- ・全国5ブロックで開催
- ・2泊3日の合宿研修形式
- ・対象者は市町村職員および都道府県職員とする
- ・市町村職員を中心としたグループ討議及びその発表会を実施(グループは都道府県ごと)
- ・市町村職員は自市町村の障害福祉計画を踏まえた事業プランの立案(議論のための教材として)を討議の上、策定
- ・都道府県職員は市町村との連携の観点から助言

4. その他、市町村セミナー等の開催

▶「市町村セミナー」(社会保障担当参事官室主催)を実施予定(本年6月、11月開催予定)

(現在検討中のテーマ)

- ・障害者自立支援法の円滑な運営について
- ・地域生活支援事業について

▶18年度と同様に、全国各ブロックにおいてブロック会議を開催予定

5. 障害保健福祉推進事業を活用した自治体支援の新たな展開

※検討中

▶「障害保健福祉推進事業」を活用し、障害福祉計画推進のための自治体の取り組みを支援
(※実施方法、事業メニュー等は現在検討中)

3 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、まもなく10年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いしたい。

また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いしたい。

さらに、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに對してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

4 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。

平成11年以降、消費者物価指数は低下してきているが、平成12年度から平成14年度の3年間は、公的年金と同様、社会経済情勢に鑑みて特例措置により手当額を据え置いてきたところであり、平成15年度及び平成16年度については、平成11年から平成13年の3年間の消費者物価指数下落分(△1.7%)は反映させず、それぞれ直近1年間の消費者物価指数下落分のみ額の改定を行うという公的年金と同じ取扱いとしてきたところである。

平成17年度以降は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」(平成17年法律第9号)の規定に基づき、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げることにより、段階的に特例措置分(△1.7%)を解消することとされている。

そのため、平成19年度においては、平成18年の消費者物価指数の上昇分(0.3%)の額の改定を行わず、手当額を据え置くこととしているので、関係機関・関係団体への周知方をお願いしたい。

	(現 行)	(平成19年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	50,750円	→ 据え置き
(2級)	33,800円	→ 据え置き
特別障害者手当	26,440円	→ 据え置き
障害児福祉手当	14,380円	→ 据え置き
福祉手当(経過措置分)	14,380円	→ 据え置き
(参 考)		
障害基礎年金1級(月額)	82,508円	→ 据え置き
障害基礎年金2級(月額)	66,008円	→ 据え置き

手当額については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成18年度事業実績報告及び平成19年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

	17年度	18年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,320円	→ 2,340円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,458円	→ 1,461円

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の支給事務については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県及び市町村等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ① 有期再認定の際の額改定事務において、
 - イ 増額改定の場合、受給者が額改定請求書の提出を行っていないにもかかわらず、職権にて事務処理している事例
 - ロ 減額改定又は受給資格喪失の場合、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書の診断日ではなく有期満了日としている事例
- ② 認定請求書等の受理から認定までの期間が、長期間(2ヶ月以上)に及んでいる事例
- ③ 児童の死亡や施設入所により債権発生しており、特にその過払い期間が1年以上の長期にわたる事例。

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成19年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成18年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成19年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成18年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

5 郵政民営化に伴う特別児童扶養手当支払事務の変更等について

平成19年10月1日に日本郵政公社が民営化されることに伴い、特別児童扶養手当及び児童扶養手当（旧法分）の支払事務については、厚生労働省で行うことになったため、障害保健福祉部と雇用均等・児童家庭局において共同で支払システムの開発を行っているところであり、各都道府県においても、現在、各貯金事務センター等に送付している支払データフォーマットの改正が必要となるため、その作成した支払データフォーマットに全受給者のデータを内包した上で、当省に提出していただいているところである。

今後、3月中に、現時点における事務処理上の留意点について、事務連絡として各都道府県に示す予定である。（ただし、支払データの提出日、随時払いの支払日については、現在調整中のため、未定である。）

なお、郵政民営化施行までのスケジュールについては別添のとおりである。

また、郵政民営化後に、現在の受給者がどういった金融機関を選択するのかを事前に把握するため、特別児童扶養手当の受け取り金融機関の希望調査を行う予定であるので、ご協力方お願いしたい。

(別添)

○今後のテストスケジュール

	平成18年度					平成19年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
財務省 会計センター 日本銀行 (一部日本郵政 公社)															↑	↑	↑	↑	↑	↑
厚生労働省									↑	↑	↑	↑								
都道府県																				

☆仕様(指定フォーマット等)の提示

システムテスト

連携テスト

※システムテストでは、各都道府県から全数の受給者データを受け取り、本省システムとの連携テストを行います。
 ※連携テストでは、本番を想定し、ダミーデータを用いて、以下のような一連の流れでテストを行います。
 (関係機関：厚生労働省、財務省会計センター、日本銀行、日本郵政公社)

6 心身障害者扶養保険制度の見直しについて

心身障害者扶養保険制度については、財政安定化のため、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた（第3次改正）ところである。

心身障害者扶養保険制度の財政状況については、その後の金利状況の低下や障害者の平均寿命の伸長等により、第3次改正以降も大変厳しい状況にあることから、厚生労働省内において検討を進めてきているところである。

今後、関係省庁・団体等との調整を行いながら、外部有識者等の意見もいただくために、「扶養保険検討委員会」を早急に設置して、制度のあり方についての結論を得た上で、平成19年度中に制度の見直しを行うこととしている。

おって、制度の見直しに当たり、条例等の改正が必要となることが予想されるが、当省において条例準則等を示した上で、都道府県・指定都市に対する行政説明会を行うこととしているので、都道府県・指定都市におかれては、条例等の改正が円滑に行われ、かつ、加入者等への周知が徹底されるよう、円滑な事務処理についてご協力方お願いしたい。

(参考1) 加入者数・年金受給者数の推移

年度	加入者数 (年度末)		年金受給者数 (年度末)	
	延数	実人員	延数	実人員
44	-	733	-	-
45	-	46,530	-	139
46	-	63,320	-	477
47	-	65,149	-	872
48	-	67,088	-	1,382
49	-	69,838	-	1,912
50	-	72,183	-	2,458
51	-	74,357	-	3,038
52	-	76,732	-	3,644
53	-	78,662	-	4,261
54	87,364	82,530	4,975	4,975
55	97,467	86,444	5,744	5,725
56	102,051	88,537	6,583	6,527
57	105,609	90,078	7,540	7,430
58	108,653	91,262	8,538	8,348
59	111,201	92,157	9,645	9,372
60	113,148	92,662	10,689	10,332
61	113,007	91,581	11,958	11,487
62	113,980	91,421	13,112	12,534
63	116,126	91,885	14,416	13,726
1	118,378	92,390	15,782	14,954
2	120,516	92,845	17,198	16,217
3	122,802	93,323	18,690	17,547
4	124,610	93,544	20,291	18,941
5	126,306	93,657	21,988	20,405
6	127,862	93,643	23,736	21,924
7	122,841	89,981	25,496	23,431
8	118,540	86,770	27,084	24,773
9	113,843	83,315	28,586	26,046
10	109,281	79,946	30,200	27,366
11	106,100	77,429	31,846	28,721
12	103,893	75,576	33,319	29,927
13	101,947	73,858	34,820	31,125
14	100,011	72,158	36,339	32,365
15	98,576	70,796	37,854	33,565
16	96,809	69,095	39,659	35,010
17	95,311	67,591	41,310	36,329

(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

- ・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績

(平成17年度末現在)

(単位:百万円)

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 年金の現価相当額	128,587	139,146	151,370	170,911
② 公費負担現価	35,658	36,983	38,383	40,376
③ 責任準備金の額(①-②)	92,929	102,163	112,987	130,535
④ 年金資産額	54,095	54,095	54,095	54,095
⑤ 不足額(③-④)	38,833	48,067	58,892	76,440

(参 考)

(平成16年度末現在)

(単位:百万円)

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 年金の現価相当額	125,141	135,561	147,645	167,004
② 公費負担現価	38,524	40,080	41,731	44,095
③ 責任準備金の額(①-②)	86,617	95,481	105,914	122,910
④ 年金資産額	47,338	47,338	47,338	47,338
⑤ 不足額(③-④)	39,279	48,143	58,576	75,572